

慶應義塾著作権取扱規則

平成12年1月14日制定

平成17年6月3日改正

平成24年3月27日改正

2023年3月24日改正

(目的)

第1条 この規則は、論文や著書の著作権等、伝統的に教員・研究者に所属するとされてきた権利は維持することを前提としたうえで、慶應義塾（以下、「義塾」という。）の業務の一環および研究の成果として作成されたコンピュータプログラム（以下、「プログラム」という。）、データベース、映像等の著作物および著作者から著作権を義塾に譲渡する申し出のあったもので、義塾の知的資産として蓄積して活用するのに適した著作物の著作権を慶應義塾大学イノベーション推進本部（以下、「イノベーション推進本部」という。）において管理するために、義塾で創作された著作物に関する権利の取扱いについて規定し、もって義塾における研究・教育活動を促進し、これを社会へ還元することを目的とする。

(定義)

第2条 ① 「職務著作物」とは、義塾の教職員等が、義塾の発意により業務の一環として作成し、義塾または義塾内の組織名義の下に公表する著作物（プログラムの著作物を除く。）および義塾の教職員等が、義塾の発意により業務の一環として作成したプログラムの著作物で、その作成時に権利の帰属について特約がない著作物をいう。

② 「職務関連著作物」とは、義塾の教職員等が研究の成果として創作した次の各号の著作物（ただし、学術論文、個人名義の出版物、講演およびそれらに付随する実験データの図表等は除く。）であって、職務著作物以外の著作物をいう。

1 国等（国の資金により委託・共同研究等を推進する機関、例えば国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等を含む。）の研究資金を得て行った研究に基づく著作物

2 義塾が第三者と契約を締結して行った研究に基づく著作物

3 義塾から特定の研究資金を得て行った研究に基づくプログラムおよびデータベースの著作物

4 義塾の施設・設備を利用して行った研究に基づくプログラムおよびデータベースの著作物

③ 教職員等とは、義塾の教職員、ならびに教職員以外の者で義塾が第三者と受託・共同研究等を行うにあたってあらかじめ著作権の取扱いに関し取り決めをなした学部生、大学院生、および研究者（義塾以外の者も含む。）をいう。

(著作者および著作権の帰属)

第3条 ①職務著作物の著作者は義塾とし、職務関連著作物の著作者は当該著作物を創作した教職員等とする。著作者が2人以上いるときは、著作者の間で代表者（以下、「代表著作者」という。）を選定するものとする。

② 次の著作物に関する財産的権利である著作権は、義塾に帰属する。

1 職務著作物

2 職務関連著作物のうち、第6条により義塾が当該著作権の承継を決定した職務関連著作物

3 職務著作物および職務関連著作物に該当しない著作物で、教職員等および教職員等以外の者が、当該著作権について、義塾への承継を希望する著作物（以下、「承継希望著作物」という。）のうち、第6条により義塾が当該著作権の承継を決定した著作物

③ 前項第2号および第3号の著作物に関する著作者人格権は、著作者である当該著作物を創作した教職員等および教職員等以外の者に帰属する。ただし、義塾が当該著作権を第三者に対して利用許諾等を行う場合、当該著作者は著作者人格権を行使しないものとする

(義塾が許諾契約等を行う著作物)

第4条 前条のほか、授業の映像等を記録した著作物の義塾外への利用許諾または譲渡については、義塾と著作者との間で特段の定めのない限り、義塾がその契約を行う。

(著作物の届出)

第5条 ① 教職員等および教職員等以外の者は、職務著作物、職務関連著作物および承継希望著作物について、次の各号のいずれかに該当する場合、「著作物の届出書」によって速やかにイノベーション推進本部に届け出なければならない。

1 第三者との契約等に基づき、義塾が当該著作権を承継のうえ、報告等が必要な場合

2 第三者からの利用および譲渡希望等が顕在化した場合

② 著作者が2人以上いるときは、代表著作者が「著作物の届出書」を提出するものとする。

③ 代表著作者は、原則として義塾の教職員がなるものとし、イノベーション推進本部からの通知、依頼等に対する著作者への報告、取りまとめ等を行うものとする。

(著作権の承継および管理)

第6条 イノベーション推進本部は、前条に基づき届出のあった著作物について、義塾が当該著作権を承継するか否かをイノベーション推進本部知的資産実行会議において決定するものとし、承継を決定した著作権について、責任を持って管理を行うものとする。

(運営会議への報告)

第7条 イノベーション推進本部知的資産部門長は、著作権の取得・管理・許諾等の状況について、定期的にイノベーション推進本部運営会議に報告するものとする。

(譲渡書の提出および著作者の協力)

第8条 ① 著作者は、第6条により義塾が承継を決定した著作権について、イノベーション推進本部を通じて義塾に対し「著作物の権利譲渡書」を提出するものとする。なお、著作者が2人以上いるときは、著作者の間で著作物の寄与度によりその持分を定めるものとし、代表著作者はこれを取りまとめたうえで、持ち分決定後すみやかに著作物の権利譲渡書を提出するものとする。

② 著作者は、当該著作物を適切に管理するとともに、イノベーション推進本部の要請に応じ著作権の管理・許諾・譲渡等に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

(費用の負担)

第9条 著作権の管理・許諾・譲渡等に伴う諸費用は、原則として義塾の負担とする。

(対価の配分)

第10条 ① イノベーション推進本部は、第三者から著作権の利用許諾および譲渡等の対価として得た一時金（オプションフィー、マイルストーンフィーを含む。）、ロイヤルティ、および株式、新株予約権等の売却収入等について、別に定める対価収入の配分に関する細則に定める基準により、著作者、学部等および義塾に配分する。

② 前項の著作者への配分について、著作者の意思により学部等への配分を可能とする。

③ 対価収入の配分を受ける権利は、著作者が義塾を退職した後も存続する。また、著作者が死亡したときは、その相続人が対価収入の配分を受ける権利を承継する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、イノベーション推進本部運営会議の議を経て塾長が決定する。

附 則

この規則は、平成12年1月14日から施行する。

附 則（平成17年6月3日）

この規則は、平成17年6月3日から施行する。

附 則（平成24年3月27日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月24日）

この規則は、2023年4月1日から施行する。